

部内限

基安安発第0325001号  
基安労発第0325002号  
基安化発第0325001号  
平成21年3月25日

都道府県労働局労働基準部長 殿

厚生労働省労働基準局  
安全衛生部 安全課長  
労働衛生課長  
化学物質対策課長  
(契印省略)

危険性又は有害性等の調査等の実施の促進に当たり当面留意すべき事項について

危険性又は有害性等の調査等の実施の促進については、平成18年3月31日付け基発第0331027号「労働安全衛生法等の一部改正等に伴う安全衛生業務の推進について」（以下「18年通達」という。）により周知を図り、実施を積極的に指導することとされているとともに、第11次労働災害防止計画において実施率を着実に向上させることが重点とされ、各種指導手法により計画的かつ効果的に実施するよう指示されているところである。

また、平成20年度においては、平成20年3月11日付け基発第0311001号「業務の効果的・効率的な推進について」により、危険性又は有害性等の調査等の実施促進のための指導について、PDCAサイクルを念頭として業務の実施状況を検証する対象とし、その実施状況等の把握を行ったところであり、その結果、全体としては危険性又は有害性等の調査等の実施の進展が見られるものの、引き続き、効果や効率の観点から業務の改善を行い、一層の促進を図る必要が認められるところである。

については、平成21年度以降における危険性又は有害性等の調査等の実施促進のための指導の実施に当たっては、平成21年2月17日付け基安発第0217001号「安全衛生業務の効果的・効率的な推進について」（以下「21年度PDCA通達」という。）によるとともに、下記の事項に配意の上、適切に取り組まれない。

記

1 基本的考え方

危険性又は有害性等の調査等の実施については、労働安全衛生法第28条の2に基づく努力義務であるが、多様化する事業場内の危険性又は有害性の要因に対応して労働災害の防止を図るためには、義務化された最低基準である労働安全衛生関係法令の規定を遵守するのみならず、危険性又は有害性等の調査等の幅広い普及が必要である。

このため、各労働局においてこの実施促進を中長期的な取組が必要な重点課題と位置付け、事業場の関係者、関係団体等に対し、危険性又は有害性等の調査等の趣旨の周知徹底を図るとともに、事業場に対する指導を計画的に推進することとし、

行うこと。

## 2 管内状況の把握について

把握できるようにすること。

また、既に管内状況について把握している場合には、新たに行う必要はないこと。

改正等を行う。

回収する。

依頼する。

## 3 中期推進計画の策定に当たっての留意事項について

危険性又は有害性等の調査等の実施については、各局において計画的に取り組んでいくこととされているところであり、

ところである。

危険性又は有害性等の調査等の実施に係る指導については、中期推進計画を策定することにより指導対象・手法・時期等が明確になり効果的な取組が期待できると考えられることから、21年度PDCA通達において指示されたところにより、全局において、管内の状況に応じた危険性又は有害性等の調査等の実施促進の取組に関する目標を設定した中期推進計画を策定して取り組むこと。

見直し等を行うこと。

## 4 指導等対象事業場に対する指導等について

対象とすること。

実施すること。

配慮すること。

効果的、効率的な指導を実施するため、別紙1により事業場が危険性又は有害性等の調査等を実施しているかを判断する要素を示すので、指導に際し参考とすること。

また、指導の結果、改善を要する事業場に対する指導文書の例を別紙2により示すので、必要に応じ活用すること。危険性又は有害性等の調査等の実施に関する指導事項のほかに指導事項がある場合等には、別紙2の記以下を安全衛生指導書等の別紙として交付して差し支えないこと。

さらに、自主点検を実施する場合には、自主点検表の例を別紙3により示すので、参考とすること。

十分に活用すること。

行うこと。

(3) 安全衛生診断事業等の活用

活用を図ること。

と。

(4) 関係請負人が混在する製造業の事業場に対する指導

によること。

5 団体等に対する指導について

手法もあること。

6 各局の取組事例について

参考とすること。

(事業者)あて

所属

官職

氏名

危険性又は有害性等の調査等の実施に関する指導書

労働安全衛生法第 28 条の 2 に基づく危険性又は有害性等の調査等に関し、貴事業場においては、□にレ印を付した事項について、改善等の措置に取り組むようお願いいたします。  
なお、改善等の状況については、年 月 日までに報告してください。

記

- 1 危険性又は有害性等の調査等の実施体制等を整備してください。
- ① 事業の実施を統括管理する者に危険性又は有害性等の調査等の実施を統括管理させてください。
  - ② 安全管理者、衛生管理者等に危険性又は有害性等の調査等の実施を管理させてください。
  - ③ 化学物質等の管理を担当する者（化学物質管理者）を指名し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的業務を行わせてください。
  - ④ 危険性又は有害性等の調査等の担当者（特に安全管理者、衛生管理者、化学物質管理者等）等に必要な教育を受講させてください。
- 2 安全衛生委員会において、危険性又は有害性等の調査等の実施、結果に基づく措置について、必要な調査審議を行ってください。
- ① 安全衛生委員会の運営規程等に委員会の調査審議事項として危険性又は有害性等の調査等に関することを規定してください。
  - ② 定期的に及び必要に応じて、危険性又は有害性等の調査等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、今後の予定等について調査審議するようにしてください。
- 3 危険性又は有害性等の調査等を実施し、記録を作成してください。
- ① 労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、MSDS 等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行ってください。
  - ② 特定された危険性又は有害性についてリスクの見積りを行ってください。
  - ③ 特定された危険性又は有害性についてリスク低減措置の検討を行ってください。
  - ④ 優先度の高いリスクについて、今後、適切な時期にリスク低減措置を講じてください。その際、優先順位の高いリスク低減措置を採用するよう努めてください。
  - ⑤ 危険性又は有害性等の調査等を実施した結果について記録を作成してください。
- 4 関係請負人が同一の場所で混在して作業を実施することによる危険性又は有害性等

の調査等を実施してください。

- ① 元方事業者と関係請負人との協議組織等において、危険性又は有害性等の調査等に関する事について協議を行ってください。
- ② 関係請負人が同一の場所で混在して作業を実施することによる危険性又は有害性等の調査等の内容について関係請負人に伝達し、関係請負人に必要な措置を講じさせるよう指導してください。

## 危険性又は有害性等の調査等の実施に関する自主点検表

## 1 危険性又は有害性等の調査等の実施体制等の整備状況

- ① 事業の実施を統括管理する者は危険性又は有害性等の調査等の実施を統括管理していますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ② 安全管理者、衛生管理者等に危険性又は有害性等の調査等の実施を管理させていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ③ 化学物質等の管理を担当する者（化学物質管理者）を指名し、化学物質等の危険性又は有害性等の調査等の実施に関する技術的業務を行わせていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ④ 危険性又は有害性等の調査等の担当者（特に安全管理者、衛生管理者、化学物質管理者等）等に必要な教育を受講させていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

## 2 安全衛生委員会における危険性又は有害性等の調査等の実施等の調査審議状況

- ① 安全衛生委員会の運営規程等に委員会の調査審議事項として危険性又は有害性等の調査等に関するものを規定していますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ② 安全衛生委員会において、危険性又は有害性等の調査等の実施状況、結果に基づく措置の実施状況、今後の予定等について調査審議していますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

## 3 危険性又は有害性等の調査等の実施状況

- ① 労働者への危険が予測される作業、化学物質等を選定し、作業標準、機械設備等の仕様書、MSDS等の資料・情報を入手し、危険性又は有害性の特定を行っていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ② 特定された危険性又は有害性についてリスクの見積りを行っていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ③ 特定された危険性又は有害性についてリスク低減措置の検討を行っていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ④ 優先度の高いリスクについて、リスク低減措置を講じていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ⑤ 優先順位の高いリスク低減措置を採用するようにしていますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

- ⑥ 危険性又は有害性等の調査等を実施した結果について記録を作成していますか。

はい		いいえ	
----	--	-----	--

※ 自主点検の結果、実施できていない事項については、段階的に改善に取り組んでください。